

# 10.5(火)15:00~

## 国道217号

### 佐伯弥生バイパス(高畑~臼坪間)

### ・市道臼坪女島線が開通します!

国道217号佐伯弥生バイパス及び市道臼坪女島線について、「高畑地区(鶴岡高校前)~臼坪地区」の区間(下図参照)を10月5日(火)15時から供用開始します。すでに、脇地区(コスモタウン)~高畑地区(鶴岡高校前)までは供用を開始していますが、この開通により、新設の「臼坪トンネル」を抜け、臼坪地区まで利用できるようになります。



《問い合わせ》市役所建設総務課(☎22-3111内線421)、佐伯土木事務所道路課道路改良第1班(☎22-3171)

「笑顔咲く未来の種をその土地に」  
10月1日は「土地の日」、  
10月は「土地月間」です!

土地についての4つの「基本理念」を理解しましょう。

- ① 公共の福祉が優先します。
- ② 計画に従って適正に利用されなければなりません。
- ③ 投機的な土地取引はいけません。
- ④ 利益に応じた適正な負担が求められます。

一定面積以上の土地取引を行う場合には、契約締結後2週間以内に届出が必要です。

●届出をする人  
土地の取得者(買主)

●届出が必要な土地  
市街化区域…

都市計画区域内…

その他の区域…

10,000㎡以上

●届出が必要な取引

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡など

(なお、これらの取引の予約である場合も含まれます)

●届出に必要な書類

届出書、契約書の写し、位置図、周辺状況図、形状図(字図など)

●届出窓口

土地の所在する市町村国土法担当課

(佐伯市所在の土地に関する届出窓口は、市役所企画課及び各振興局地域振興・教育課)

《問い合わせ》

企画課総合政策係(☎223486)